静岡市告示第545号

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（令和８年静岡市規則第93号）第６条第１号の規定に基づき、太陽光発電施設の設置に関する基準を次のように定める。

令和8年10月20日

静岡市長　　難　波　喬　司



太陽光発電施設の設置に関する基準

1　太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項

（１）地盤の安定性の確保	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）その他の関係法令の規定に準じて定めるアからエまでに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。 ア　斜面への設置 太陽光発電施設を設置する斜面の勾配は原則として30度未満とすること。やむを得ず勾配30度以上の傾斜地に設置する場合は、土砂の流出、崩壊等の災害のリスクを特に考慮した上で、擁壁、排水施設、法面保護工等の防災施設の設置を確実に行うこと。 イ　切土、盛土等 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 ウ　擁壁の設置等

	周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 エ　法面の保護 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。なお、自然斜面を利用する場合においても、侵食の可能性がある場合は法面保護等の措置を行うこと。
（２）排水施設の設置	雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。
（３）洪水調整池の設置	下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。
（４）工事中の災害防止	施工中の災害の発生を防止する観点から、防災施設は他の工事に先行して設置を行うこと。

2　太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項

（１）森林又は緑地の保全	開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）に相当面積の残置、若しくは造成する森林又は緑地の配置が適切に行われることが明らかであること。
（２）重要な動植物とそれらの生息・生育地及び貴重な生態系の保全	重要な動植物とそれらの生息・生育地及び貴重な生態系等への配慮が行われていること。なお、複数の太陽光発電施設が近接して設置された場合は、自然環境に関する累積的な影響の可能性を踏まえ、事業の実施により影響を及ぼし得る全ての地域における重要な動植物とそれらの生息・生育地及び貴重な生態系等への配慮が行われていること。

3　太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項

（１）地域の景観と調和した配置	静岡市景観計画に基づき定めるアからウまでに掲げる基準を満たすことにより、地域と調和した景観への配慮が行われていること。 ア　眺望地点からの富士山や南アルプス等の眺望を阻害しないよう配置の工夫、植栽等による遮蔽等が施されていること。 イ　「市街地を囲むみどりの景観軸」の山地・丘陵地及び風致地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第７号）を避けて設置される計画であること。又は、やむを得ず設置する場合、市街地から見えないよう配置の工夫や植栽等による遮蔽が施されていること。 ウ　道路、公園等の公共施設、住宅地、観光施設等に近接する場合、通行者、施設利用者等から直接見えないよう配置の工夫又は植栽、目隠し等による遮蔽が施されていること。
（２）法面等の緑化	切土又は盛土により法面又は擁壁が生ずる太陽光発電施設にあっては、静岡市景観計画で定める眺望地点や市街地から望見できる場合、当該法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われていること。
（３）反射光	太陽光パネルは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、次のいずれかの基準に適合するものであること。 ア　低反射性のもの又は防眩処理等を施したものであること。 イ　位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。
（４）色彩	太陽光パネル等の色彩は、次のアからウまでに掲げる基準を満たすことにより、周辺地域の景観との調和に配慮されたものであること。 ア　太陽光パネルの色彩は、黒色又は濃紺色とし、低明度又は低彩度の目立たないものであること。 イ　太陽光パネルのフレーム及び架台の色彩は、パネル部分と同

	系色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものであること。 ウ　パワーコンディショナ、分電盤、フェンス等の附属施設の色彩は、周辺景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないもので統一すること。

4　太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

（１）支持物の構造等の安全性の確保	電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和３年経済産業省令第29号）」で定める技術基準に適合した設計であること。
（２）柵塀の設置等	外部から容易に太陽光パネル及びパワーコンディショナ等の附属施設に触れることができないよう、柵又は塀を設置するなどの適切な措置が行われていること。

5　太陽光発電施設の維持管理に関する事項

維持管理	供用期間にわたって発電設備、防災施設等の設置目的、機能、性能等が維持されるよう、設置箇所の自然条件、設計条件、構造特性等を勘案し、事業計画の段階において、維持管理計画の策定及び実施体制の構築が行われていること。

6　太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

撤去時の措置	関係法令やガイドライン等を踏まえ、事業終了後における太陽光発電施設の適切な撤去及び処分並びに跡地の景観上及び防災上の措置について計画されていること。

7　市長が必要と認める事項

騒音・振動	設計・施工に当たり、太陽光発電施設の設置工事により発生する騒音及び振動、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。